

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：デロイト トウシュ トーマツ大連事務所

「2010 年度中国会計・税務の総復習」

セミナー要旨及び質疑応答集

開催場所：ハルビン、長春、瀋陽、大連

開催時間：2010 年 11 月 22 日～25 日

セミナー要旨

1、2010 年度税務の総復習

- 主要税目の基本解説
- トピック 1：非居住者企業及び駐在員事務所に対する課税について
- トピック 2：移転価格税制の最近の動向について
- その他の最近の通達アップデート

2、2010 年度会計の総復習 —中国新準則と IFRS—

- 基本解説—三項基金について
- 中国新準則と IFRS
- 中国新企業会計準則の概要と旧基準との相違
- IFRS の適用について

質疑応答集（11 月 25 日大連セミナー 事前質問）

Q1：中国式財務諸表の作成方法

A1：中国の財務諸表の形式は、様式および使用するべき勘定科目が決められております。当該ルールに則り作成する必要があります。

Q2-1：PE 問題に関する徴税動向、PE 認定の流れ、

Q2-2：2009 年 19 号通達に基づく運用の最新状況

A2：2010 年 9 月 1 日に、《<所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定>及び議定書の条文解釈》に関する通知（国税発[2010]75 号）が公布されました。

当該通知により、PE 認定のための考慮要素がかなり明確に規定されました。

また、《非居住者の請負工事作業及び役務提供の税収管理暫定弁法》（国家税務総局令 2009 年第 19 号）は、開発区を中心に運用されはじめており、非居住者企業（受注者）及び国内企業（発注者）に対して税務登記を要求しています。

Q3：大連市において移転価格税の適用を受けた事例はありますか。あるとすれば理由・追徴金額はどうなりましたか。

A3：調査が入り、調整された企業はあります。追徴額は調査された企業の規模及び年度により異なります。

Q4-1：PE 課税について詳しくご説明いただければと思います。現地駐在員の費用は親会社が負担する場合、PE 課税の対象となりますか？

A4-1：上述の 75 号通達に、

下記の標準的な 1 つに合致する場合、派遣者は親会社のために業務を行っている判断され、PE に当たります、と記載されています。

1. 親会社は上述の人員の職務に対し指揮権を有し、かつリスクに関する責任を負う。
2. 子会社に派遣する従業員の数量と標準は親会社より決定される。
3. 上述の人員の給料は、親会社が負担する。
4. 親会社は派遣人員が子会社の活動に従事することにより、子会社から利益を得る。

上記 3 の記述により、PE 課税の対象となる可能性が高いです。

Q4-2：親会社の社員が大連で 3 ヶ月間滞在し、現地の社員と組んで仕事をする場合、PE 課税対象となりますか？

A4-2：日中租税条約により、コンサルタントの役務活動が 12 箇月の間に合計 6 箇月を超える期間行われるときに限り、PE 課税の対象となります。

Q5-1：企業が中国財政部よりもらっている輸出奨励資金等については所得税の対象になるのでしょうか。

A5-1：支給の名義及び文書に基づき判断する必要があります。通常、企業所得税の課税対象になります。

Q5-2：日本の本社より技術指導で中国子会社に派遣されている日本人の大連での滞在日数は 90 日以上、183 日を超えておりません。日中租税条約の恩典を享受するために地方税に申告・登録をしなければならないのでしょうか。

A5-2：PE を構成しない場合、《非居住者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法（試行）》（国税函[2009]124 号）により、日中租税条約の恩典を享受するために地方税務局に申告・登録をしなければなりません。なお、PE を構成する場合、租税条約上の恩典は享受できないことに留意する必要があります。

Q6-1：12 月 1 日施行の城建税と教育附加の税率につき、先日公布の通達では 10%と規定されました。一方、当グループの内資企業は城建税 7%+教育附加 3%+地方教育附加 1%=合計 11%を設立以来納付しています。大連の外資は 10%と 11%いずれの税率が適用されるのでしょうか？

A6-1：ルール上はまだ不明確です。遼寧省の通達を待つ必要があります。経験から見て、外資企業も内資企業と同じに 1%地方教育附加を納める必要があると思います。(2010 年 11 月 25 日現在)

Q6-2：税務局から（個別ではなく売上高等で企業を選別した模様）同期資料提出要求があり、9月末に出しました。その後音沙汰はありません。税務局の最新動向をご教示頂きたいと思います。

A6-2：税務局は、同期資料の準備義務のある会社から10%を抽出して、資料の提出を要求しました。税務局にて資料の抽出検査状況をまとめて、国家税務総局に報告済みです。

Q6-3：地方税の発票について近日中に変更がありうる（発票のフォーマットを変更し、変更前のものは否認する、と言ったような）と聞いています。詳細をご教示下さい。

A6-3：特にこのような情報は入っておりません。（2010年11月25日現在）

以上